

令和5年度第2回広島市地域密着型サービス運営懇談会 議事要旨

1 開催日時 令和6年3月4日(月) 午後7時55分～午後8時25分

2 開催方法 オンライン形式及び集合(市役所本庁舎14階 第7会議室)

3 出席者

(1) 委員 16名

永野座長、落久保副座長、浦宗委員、岡崎委員、川島委員、河村委員、河野委員、坂井委員、高橋委員、中谷委員、永井委員、浜崎委員、原本委員、藤田委員、松尾委員、満田委員

(2) 事務局 5名

高村高齢福祉部長、清水事業者指導・指定担当課長ほか介護保険課事業者指定係職員3名

4 議題

意見聴取・報告事項

- (1) 令和5年度地域密着型サービス及び特定施設入居者生活介護設置運営事業者の選定等について
- (2) 第8期高齢者施策推進プラン(令和3年度～令和5年度)期間中の地域密着型サービス等の整備状況について
- (3) 第9期高齢者施策推進プラン(令和6年度～令和8年度)期間中の地域密着型サービス事業者募集方法等の変更について
- (4) 第9期高齢者施策推進プラン(令和6年度～令和8年度)における地域密着型サービス等の整備計画について
- (5) 令和6年度からの制度改正について(地域密着型サービス等関係)

5 公開・非公開の別

非公開(今回の議題である選定等について委員から意見聴取を行う過程で、応募者を特定できる発言の可能性があるため。)

6 発言の要旨

意見聴取・報告事項

(5) 令和6年度からの制度改正について(地域密着型サービス等関係)

(松尾委員)

管理者の兼務範囲の明確化とあるが、具体的な要件が何か示されたのか。また、兼務の可否についての判断は市が行うことになるのか。

(事務局)

管理者が兼務できる事業所の範囲について、これまで同一敷地内における他の事業所、施設等に限定されていたものが同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨が明確化されたものである。管理者の兼務は管理業務に支障がない場合に可能とするものであり、それ以外の要件を加えるものではない。また兼務の可否についての判断は、一義的には事業者の判断となる。ただし、事業者から相談があった場合、市としても相談に応じ、場合によっては国にも問合せを行う。

その他の意見聴取・報告事項については特段の意見なし。